

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

本史跡は瑞浪市の貴重な宝であり、適切に維持・管理し、また活用などを図るためには教育委員会のみならず、市役所の市長部局、さらには地域住民などとの協働が必要と考えられます。

これを推進するためには、本書の第7章第7節で述べたように、平常時はもとより災害時の対策も考慮した体制の構築を気づいておくことが有効と考えられます。行政と地域住民などの協働により中山道を保護することを目指し「まちぐるみでまもり、伝える中山道」を方向性として、以下にその方法を検討します。

第2節 方法

「まちぐるみでまもり、伝える中山道」を実現するためには、市役所内での体制整備、市民協働の体制整備に加え、専門家の指導を得ることなども必要と考えられます。また、一定の体制を構築した後に、これをマニュアル化することも有効と考えられます。

以下にその具体的な方法を示します。

(1) 瑞浪市の体制整備

1) 保存管理

- ・ 現在、関係各課が実施している日常的な維持管理は各課において継続するとともに、収集した情報をスポーツ文化課に提供する。
- ・ 新規に対応が求められる事象が発生した場合は、スポーツ文化課が調整の主体となり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。
- ・ 災害時には、関係各課が必要な措置を講じる。この際、現状変更等許可申請などが必要な行為を行う場合は速やかにスポーツ文化課と協議を行う。なお、現状変更等許可申請などが不要な場合でも、実施した措置についてスポーツ文化課に情報を提供する。

2) 活用

- ・ 現在、関係各課が開催しているイベントなどは各課において継続し、活発化を検討する。
また、中山道を活用したイベントを企画する場合は、開催日時などをスポーツ文化課に情報提供し、可能な場合は来場者数の実績数値なども情報提供する。
- ・ 学校教育や生涯学習との連携については、スポーツ文化課が主体となり、関係各課との情報共有や事業提案を推進する。
- ・ ボランティアガイドの育成については、担当課が推進を図るとともにスポーツ文化課が協力する。
- ・ 工作物の設置などについては、計画段階でスポーツ文化課と協議を行う。

3) 整備

- ・ 史跡の指定範囲内の整備については、スポーツ文化課が調整の主体となり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。
- ・ 史跡の指定範囲外の中山道に係る整備（便益施設の設置や立木の伐採など）は、計画段階でスポーツ文化課と協議を行う。または必要に応じてスポーツ文化課が調整の主体と

なり、関係各課と綿密な連携をとって実施する。

(2) 市民協働の体制整備

1) 保存管理

- ・現在、様々な団体が実施している日常的な管理（草刈り等）については、可能な限り団体において継続し、必要に応じてスポーツ文化課に情報を提供する。
- ・新規に対応が求められる事象が発生した場合は、スポーツ文化課が協議の窓口となり、関係各課と綿密な連携をとって対応する。

2) 活用

- ・現在、様々な団体が開催しているイベントなどは可能な限り団体において継続し、活発化を検討する。また、中山道を活用したイベントを企画する場合は、開催日時などをスポーツ文化課に情報提供し、可能な場合は来場者数の実績数値なども情報提供する。
- ・工作物の設置などについては、事前に（計画段階で）スポーツ文化課と協議を行う。

(3) 有識者などとの体制整備

保存管理、活用、整備などにおいては、必要に応じて専門的な知見に基づく指導・助言を受けることが必要と考えられます。瑞浪市には条例に基づいて瑞浪市文化財審議会が設置されている他、岐阜県では「文化財エキスパートバンク」（有識者の派遣体制）が整備されていることなどから、これらの制度の活用を図って有識者の指導・助言を得ます。

また、文化庁や岐阜県にも随時指導・助言を仰ぐとともに、将来的には行政や有識者、地域住民、関連団他から成る〔〔仮称〕中山道保存活用委員会〕を組織することなども想定されます。

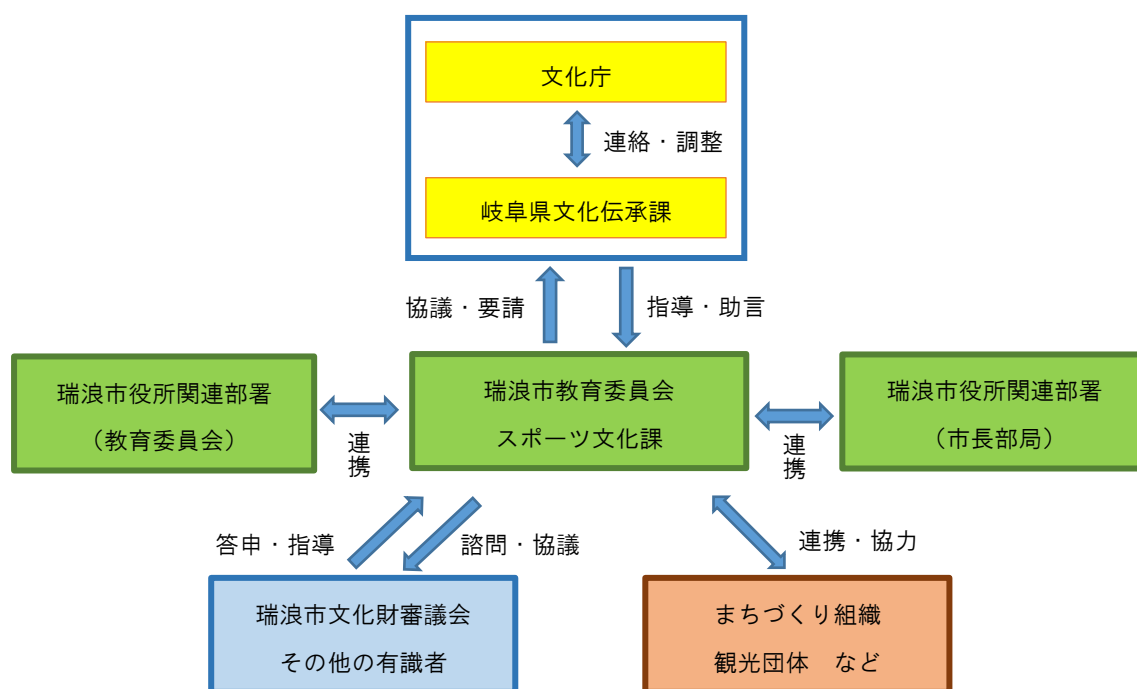


図 10-1 事業推進体制イメージ